

## さくらのスタートアップ共創プログラム 申請・利用約款

### 第1条（約款の適用）

1. このさくらのスタートアップ共創プログラム申請・利用約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するサービス（以下、「当社サービス」といいます。）を活用し、当社とともに事業の発展を目指す法人に対して提供する、さくらのスタートアップ共創プログラム（以下、「本プログラム」といいます。）の申請又は利用をする法人に適用されます。

### 第2条（申請及び審査）

1. 本プログラムは、当社が別途指定する申請条件を満たす法人のみが申請でき（以下、本プログラムに申請した法人を「申請者」といいます。）、当社による審査に合格した法人のみが本プログラムを利用することができます。申請後、当社による審査が行われ、審査の合否及び合格した場合に受けることができる各種支援（以下、「特典」といいます。）の内容が当社により決定されます。
2. 当社は、審査の合否を当社所定の方法により申請者に対して通知します。申請者は、審査に合格した旨の通知を当社が発信したときに、本プログラムの利用者として登録されます（以下、本プログラムの利用者として登録された法人を「利用者」といいます。）。なお、当社は審査内容及び合否の理由について開示する義務を負わないものとします。
3. 申請者は、当社が審査のために必要とする資料について、当社より提出を求められた場合には、これに応じるものとします。
4. 申請者に関して、次の各号に該当すると当社が判断した場合には、当社は、申請を拒絶し、審査を行わないことがあります。
  - (1) 以前に当社との契約に違反したことがある等、当社との契約に違反するおそれがある場合
  - (2) 申請にあたり届け出た情報（以下、「申請情報」といいます。）に虚偽がある場合
  - (3) 申請者に対する本プログラムの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
  - (4) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者）である場合
  - (5) その他、当社が申請を受け付けることが不相当であると認める場合

### 第3条（特典）

1. 本プログラムで提供される特典の種類等は、当社が別途定めるものとします。
2. 利用者が利用できる特典の内容（特典として当社サービスの一部無償提供（以下、「ク

ーポン」といいます。)が決定された場合の利用可能額を含みますがこれに限りません。)、提供期間その他の条件は、利用者ごとに異なります。利用者ごとの特典の詳細な内容及び条件は、前条による審査に利用者が合格した場合に、合格した旨とともに当社から利用者へ通知されます。

3. 利用者は、本プログラムの特典を利用するためには、別途当社の基本約款及び利用者が利用する当社サービスに関して当社が定める約款(以下、「サービス別約款」といいます。)に同意し、当社との間で当社サービスの利用契約を締結する必要があります。理由の如何を問わず利用者と当社との当社サービス利用契約が終了した場合、本プログラムの登録が削除され、利用者は全ての特典を受けることができなくなります。
4. 本プログラムの特典のうちクーポンを利用した当社サービスの利用については、次の各号に定めるところによるものとします。
  - (1) クーポンの有効期限内であっても、利用者による当社サービスの利用額がクーポンの利用可能額に達した場合、それ以降は、当社が定める基本約款及びサービス別約款に基づく利用料が自動的に発生するものとします。
  - (2) クーポンの利用可能額に達する前であっても、クーポンの有効期限が経過した場合、それ以降は、当社が定める基本約款及びサービス別約款に基づく利用料が自動的に発生するものとします。
  - (3) 前二号の場合に、利用者が、当社サービスの有償での利用の継続を希望しない場合は、クーポンの利用可能額又は有効期限に達する前に、当社が定める当該当社サービスの解約手続きを行う必要があります。この場合は、前項に定めるところより、利用者の本プログラムの登録が削除され、全ての特典を受けることができなくなります。

#### 第4条 (事例紹介等)

1. 当社は、利用者が本プログラム及び当社サービスを利用していること並びに利用者における本プログラム及び当社サービスの活用状況等について、利用者の同意を得て、当社ウェブサイト又はイベント等で紹介できるものとします。利用者は、当社が当該紹介を行うための取材、写真・動画撮影、イベント出演等に可能な範囲で協力し、当該紹介に必要な著作権、商標権、肖像権その他の権利を当社に許諾するものとします。
2. 利用者は、利用者が本プログラム及び当社サービスを利用していること並びに利用者における本プログラム及び当社サービスの活用状況等について、当社の同意を得て、公開することができるものとします。利用者は、当社から使用許諾を受けた商標及び著作物等について、許諾条件を遵守して使用するものとします。

#### 第5条 (禁止事項)

1. 利用者は、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
  - (1) 当社サービスの利用にあたり、当社の定める基本約款又はサービス別約款に違反する

行為

- (2) 本プログラムの特典を、申請した事業以外に用いる行為（新たな事業での利用を希望する場合は、事前に当社の承諾を得なければなりません。）
  - (3) 利用者又はその役員若しくは従業員等の法令違反により、本プログラム又は当社の信用又はイメージを損なう行為
  - (4) 利用者又はその役員若しくは従業員等の倫理に反する又は礼節を欠く言動等（インターネット上での発言を含みますが、これに限りません。）により、本プログラム又は当社の信用又はイメージを損なう行為
2. 利用者が前項に違反したと当社が判断した場合、当社は次の各号に定める措置をいずれか単独で又は複数組み合わせる実施することができるものとします。
- (1) 特典の全部又は一部の提供を一時停止又は終了させること
  - (2) 事例紹介等の公開を一時停止又は終了させること

## 第6条（料金）

1. 本プログラムの申請料、登録料及び特典の利用料は無料です。

## 第7条（申請情報の変更）

1. 利用者は、申請情報に変更が生じた場合、当社所定の方法により速やかに当社に対して届け出るものとします。当社は、利用者による前項の変更の届出が遅れたこと又は利用者が当該届出を怠ったことにより当社から利用者への連絡が不着又は延着となった場合であっても、通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとします。また、当社は、当該届出が遅れたこと又は利用者が当該届出を怠ったことにより利用者又は第三者が被った損害について、一切責任を負わないものとします。

## 第8条（地位の譲渡）

1. 利用者は、当社の事前の承諾がない限り、利用者の地位若しくは権利を第三者に譲渡し、担保として提供等し、又は利用者の地位若しくは義務を第三者に引き受けさせることはできません。

## 第9条（非保証、免責）

1. 当社は、本プログラム及び特典の提供並びに審査結果に関し、申請者又は利用者に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（特定目的への適合性、機能及び効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、完全性、正確性、適切性、第三者の権利の非侵害性、事業の発展、提携の成立、プロモーション施策の成功、本プログラム又は特典の定常的及び継続的な提供等を含みますが、これらに限りません。）も行わないものとします。利用者は、自己の責任において自己の事業に関する意思決定をするものと

- し、当社は当該意思決定の結果について一切の責任を負いません。
2. 利用者が本プログラム又は特典の利用に関して被った損害（本プログラム又は特典の利用の不能、本プログラム又は特典の提供の遅延、本プログラム又は特典を踏まえて行った利用者の意思決定等に起因する損害を含みますが、これらに限りません。以下、本条において同じ。）については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任（日本及び日本以外の国におけるものの両方を含みます。以下、本条において同じ。）を問わず賠償の責任を負わないものとします。
  3. 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、日本又は日本以外の国の法令の制定・改廃、公的機関等による命令・処分・要請、争議行為、輸送機関・通信回線の事故、疫病その他当社の責めに帰することができない事由による本プログラムの審査結果の通知及び特典の提供の全部又は一部の遅滞又は不能について、申請者又は利用者に対して一切責任を負わないものとします。
  4. 申請者又は利用者の本プログラム及び特典の利用並びに審査結果に関連して第三者と当社、申請者又は利用者との間に発生した紛争に関しては、申請者又は利用者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第10条（利用者による登録の削除等）

1. 利用者の全ての特典の提供期間終了をもって、本プログラムの登録が削除されます。
2. 利用者は、本プログラムの登録の削除を希望する場合、当社所定の手続きにより当社に通知するものとし、当社は、当該通知を受領した場合、当該利用者の本プログラムへの登録を削除するものとします。
3. 利用者は、利用中の当社サービスの解約を希望する場合は、本プログラムの登録の削除に加え、当社が定める当該当社サービスの解約手続きを行う必要があります。
4. 利用者が、全ての当社サービスの利用を終了した場合、本プログラムの登録が削除されます。

#### 第11条（当社による登録の削除）

1. 当社は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該利用者に対し通知・催告をすることなく直ちに本プログラムの登録を削除することができるものとします。
  - (1) 利用者が虚偽の情報を用いて審査を通過したと当社が判断した場合
  - (2) 利用者が本約款に違反したと当社が判断した場合
  - (3) 利用者が差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、若しくは清算に入った場合、又は日本以外の国においてこれらに類似の状態にあると当社が判断した場合

- (4) 利用者が手形、小切手が不渡りとなった等、支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
- (5) 利用者の行為（不作為を含みます。）により、公的機関等によって当社の許可その他関連資格が取り消される可能性があるとして当社が判断した場合

#### 第12条（本約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することがあります。当社は、本約款を変更する場合は、変更する7日前までに、当社が適切と判断する方法により利用者に通知するものとします。利用者は、本約款の変更が行われたあとに本プログラムの登録を継続することにより、変更後の本約款の内容を承諾したものとみなされます。

#### 第13条（本プログラム及び特典の変更・廃止）

1. 当社は、都合により本プログラム及び特典の全部又は一部を中断、変更又は廃止することがあります。その場合、当社は事前に利用者に対し通知を行うものとします。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合は、利用者に事前通知を行うことなく直ちに本プログラム又は特典を中断、変更又は廃止することがあります。
2. 本プログラム又は特典の中断、変更又は廃止に関連して利用者が被った損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

1. 申請者又は利用者は、自己又は自己の代理人、媒介をする者若しくは履行補助者（利用者が業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる下請事業者を含みます。以下、本条において同じ。）が、申請時において次の各号の一に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）であること。
  - (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 申請者又は利用者は、自己、自己の代理人、媒介をする者若しくは履行補助者が、自ら又は第三者を利用して、当社又は当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約するものとします。
3. 当社は、利用者が前二項のいずれかに違反したと当社が認めた場合、当該利用者に何らの通知・催告をすることなく、直ちに本プログラムの登録を削除することができるものとします。
4. 当社は、利用者が反社会的勢力に該当すると当社が認めた場合には、当該利用者に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、当該利用者は速やかにこれに応じなければならないものとします。当該利用者がこれに速やかに応じず、あるいは、虚偽の説明をする、虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったと当社が認めた場合、当社は、当該利用者に何らの通知・催告をすることなく、直ちに本プログラムの登録を削除することができるものとします。

#### 第15条（連絡及び言語）

1. 当社から申請者及び利用者（以下、両者を総称して本条及び第17条において「利用者等」といいます。）に対する通知、請求、問合せその他の連絡（以下、「連絡等」といいます。）は、申請情報に含まれる宛先に対する電子メールの送信若しくは書面の送付、又はサービスサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の連絡等は、当社が電子メール又は書面により連絡等を発信した時点、又はサービスサイトに連絡等を掲載した時点で利用者等に到達したものとみなします。当該連絡等が利用者等に到達しなかったか、利用者等の環境において電子メールやウェブサイトが正しく表示できなかったとしても、当該不到達や正しい表示ができなかったことに関連して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 連絡等に用いる言語は日本語とします。また、本約款及び当社による本プログラムに関する説明は、全て日本語によるものを正文とします。利用者等は、日本語が用いられた電子メール又はウェブサイトを正しく受信し、閲覧できる環境を自己の費用と責任において用意しなければなりません。

#### 第16条（準拠法）

1. 本約款の準拠法は、日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

#### 第17条（紛争の解決）

1. 本プログラムについて紛争、疑義、又は取り決められていない事項が発生した場合は、当社及び利用者等は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
2. 本プログラムに起因し、又は本プログラムに関連する一切の紛争について、利用者等が

当社を提訴する場合は、東京地方裁判所を、第一審における専属的合意管轄裁判所とします。当社が利用者を提訴する場合は、それぞれの国の法により裁判管轄を有する裁判所に加え、東京地方裁判所に提訴をすることができ、また、当社の選択により、裁判所への提訴に代えて、日本の東京における日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って行われる仲裁により解決することができ、利用者等はこれに同意します。当該仲裁は、当社によって選任される1名の仲裁人により行われ、仲裁手続の言語は日本語とします。当該仲裁における判断は上訴の権利を伴わず、利用者等及び当社を拘束します。

#### 第18条（分離可能性）

1. 本約款について、いずれかの条項又はその一部が、日本又は利用者の本店が所在する国の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 附則

##### 第1条（適用開始）

1. この約款は、2024年8月1日に制定され、同日より適用されます。